

入札公告

「事業執行管理システム維持管理業務委託」について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 事業執行管理システム維持管理業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙「事業執行管理システム維持管理業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処されている者
- (5) 入札参加者又はその役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と認められる者
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 4の(3)に掲げる日から起算して5年前の日から3に掲げる日まで、国又は地方公共団体等に対し、土木事業の執行管理を担う情報システムについて、オペレーティングシステムに依存しないウェブシステム及びJ A V A言語での設計開発を履行した実績がある者、又は維持管理業務を履行した実績のある者であり、かつ、その設計開発、維持管理を行った技術者を当該業

務に配置できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、事業執行管理システム維持管理業務委託一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類等を添付し、令和2年3月19日（木）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午後5時までに、下記4の(1)に示す場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア 全部事項証明書（登記簿謄本）

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

イ 履行実績証明書（様式7）

国又は地方公共団体等に対し、土木事業の執行管理を担う情報システムについて、過去5年間におけるオペレーティングシステムに依存しないウェブシステム及びJ A V A言語での設計開発、又は維持管理業務を履行した実績を記載した履行実績証明書を、実績に係る発注機関が発行した履行の事実を証明する書類を添付し提出すること。

ただし、証明対象の契約が、福島県との契約の場合は、その契約書の写しをもって履行の事実を証明する書類に代えることができる。

ウ 改修に伴う業務アプリケーションのプログラム開示確約書（様式9）

当該業務システムは、全てのソースプログラムの開示により誰でもがソフトウェアの改良、運用保守業務を行えることとし、改修に伴い作成したソースプログラムを開示することに同意する確約書を提出すること。

エ 技術者通知書及び経歴書（様式10、11）

上記イの履行実績証明書に記載の業務を担当した技術者のうち、当該業務に配置する技術者の業務経歴及び当該業務における位置づけ等を記載した技術者経歴書を、技術者通知書に添付し提出すること。

オ 業務実施体制（任意様式）

想定する維持管理業務実施体制について記載し提出すること。（技術者名、技術者の常駐する支店、営業所等の所在地及び福島県庁までの登庁時間について記載すること。）

※上記イからオの各調書は、申請者の届出印により証明を行うこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総務課（予算経理担当）

電話 024-521-7488 FAX 024-521-7954

E-mail dobokusoumu@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の配布期間

令和2年3月10日（火）から令和2年3月26日（木）

午前8時30分から午後5時まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(3) 開札の場所及び日時

入札者は以下の場所、日時の入札に必要な書類を持参すること。

福島県土木部土木総務課分室（本庁舎4階）

令和2年3月27日（金）午前10時

(4) 入札書の提出方法は、開札時に持参するものとし、郵送による入札は認めない。

5 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

令和2年2月福島県議会定例会において、本事業に係る予算が議決された後に落札者を決定する。

ただし、同定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は、決定を見送る。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。